

広島市立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立病院機構未収金回収業務
- (2) 目的及び内容
「広島市立病院機構未収金回収業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

2 未収金回収業務に係る委託料

委託料の算出にあたっては、成功報酬（受注者が本業務の遂行により回収した額に成功報酬の割合を乗じた額）によるものとする。

また、成功報酬の割合には、提案した業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

委託料の支払時期、支払方法については、契約でこれを定める。

3 担当課

〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ11F

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局財務課（以下、「財務課」という。）

TEL 082-569-7832 FAX 082-569-7826

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

4 全体スケジュール

- (1) 公示日 平成30年1月19日（金）
- (2) 質問受付期限 平成30年1月29日（月）
- (3) 参加申込期限 平成30年2月9日（金）
- (4) 企画提案書提出期限 平成30年2月23日（金）
- (5) 審査結果通知 受託候補者選定後、速やかに通知する。

5 参加申込

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の原本又は写し[電子納税証明書は不可]（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - ウ 法人等（組織）概要資料（パンフレット等既存資料）
 - エ 弁護士法第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であることを証する書類の写し

- (2) 提出部数
1部
- (3) 申込期間
公示日から平成30年2月9日（金）までの午後5時15分まで。
- (4) 提出場所
上記3に同じ
- (5) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式
様式2を使用すること。
- (2) 受付期限
平成30年1月29日（月）午後5時15分まで
- (3) 受付場所
上記3に同じ
- (4) 提出方法
質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信すること。
- (5) 質問に対する回答
質問者に直接回答するほか、本機構ホームページへ掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書記載項目
企画提案書（様式3）に次の書類を添付し提出すること。提案者名を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。）
企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。
 - ア 業務実施方針（様式4）
 - イ 組織・実施体制（様式5）
 - ウ 委託業務の実施内容・手法（様式6）
 - エ 個人情報保護体制（様式7）
 - オ 業務実績調書（様式8）
 - カ 成功報酬見積書（様式9）
 - キ その他の提案事項（様式10）
- (2) 提出部数等
 - ア 提出部数 正本1部、副本11部
 - イ 書式体裁 大きさはA4版とする。（ページ数の制限は設けない。また資料やイメージ図など、見やすくするためA3版を使用する場合はA4版の大きさを3ツ折にすること。）
- (3) 提出期限及び提出場所等
 - ア 提出期限 平成30年2月23日（金） 午後5時15分まで

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立病院機構未収金回収業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。委員の職名は次のとおりである。

委員長 広島市立病院機構本部事務局事務局長

委員 本部事務局次長

広島市民病院事務長

安佐市民病院事務長

舟入市民病院事務長

リハビリテーション病院事務長

本部事務局経営管理課長

本部事務局財務課長

- (2) 審査基準

別紙のとおり

- (3) ヒアリング及びプレゼンテーション

審査委員会が必要と認めるときは、別途通知の上、ヒアリング及びプレゼンテーションを実施する場合がある。

- (4) 受託候補者の選定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

9 審査結果の通知

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果を通知する。

10 業務委託の契約手続

- (1) 受託候補者として選定された者と契約交渉を行い、契約を締結する。

- (2) 別紙「広島市立病院機構未収金回収業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、契約書にその内容を付加（添付）し、その履行を確保するものとする。

- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、次順位の者を受託候補者として選定し、契約を締結する。

- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、次順位の者を受託候補者として選定し、契約を締結する。

11 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反したものが提出した企画提案書は無効とする。

- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出後において、差替え、再提出は認めない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正な行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

審査基準

番号	審査項目	審査基準	配点
1	業務実施方針、 組織・実施体制 (様式4、5)	本機構が定める業務目的を理解し、業務実施方針が提案されているか。	40
		本業務を実施するために、どのような組織体制及び実施体制が提案されているか。	
2	委託業務の実 施内容・手法 (様式6)	① 催告業務 支払案内業務、支払方法の相談業務等の実施方法が具体的に提案されているか。また、トラブル、苦情等の対応方法が整備されているか。	300
		② 集金業務 集金業務の実施方法が具体的に提案されているか。	
		③ 居所調査業務 居所調査業務の実施方法が具体的に提案されているか。	
		④ 報告業務 報告業務(定期報告、適時報告)の実施方法が具体的に提案されているか。	
3	個人情報保護 体制 (様式7)	本業務を実施するために、どのような個人情報保護対策(設備、体制、取組、職員研修等)が整備されているか。	40
4	業務実績 (様式8)	これまでに本事業(病院の医業未収金債権に関する業務)又は本事業に類する業務の実績を有しているか。	40
5	成功報酬見積り (様式9)	委託する回収対象債権に対する成功報酬割合の経済性	60
6	その他の提案 (様式10)	本業務の効果を高めるために具体的な提案がされているか。	40
合 計			520